

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2023

課題番号：17K13299

研究課題名（和文）同性カップルの法的保障の拡大過程に関する国際比較研究

研究課題名（英文）International comparative study on the expansion process of legal rights of same-sex couples

研究代表者

佐藤 美和 (Sato, Miwa)

お茶の水女子大学・生活科学部・学部教育研究協力員

研究者番号：80750992

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、同性カップルの権利保障の拡大過程に関して、自治体レベルの同性パートナーシップ制度を対象とし、その制定過程の国際比較を行った。
2015年から一部の自治体で始まった国内の同性パートナーシップに関する施策、及び、海外の先進事例としてオランダとアメリカの制度を中心に、その制定過程を分析し、制度を導入するに当たっての推進要因及び制度構築の特徴等を明らかにした。
その上で、国際比較の主な観点として、1) 司法の動向との関連、2) 制定過程における主要なアクター、3) 事実婚に関する規定との関連を提示して分析し、国内における取組の位置づけや特徴を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

同性カップルの権利保障の拡大過程に関する先行研究では、主に国レベルでの同性パートナーシップ制度の法制化以降を対象としていた。これらと比較して本研究は、最初期の先駆的事例を射程に入れて法社会学的な実証研究を行い、同性カップルの権利保障の拡大過程に関して、これまで十分に明らかにされてこなかった最初期の制度構築に関する議論を補完することができたことに学術的意義がある。
また、国内における同性カップルの権利保障に関する課題について、諸外国における先行事例の最初期も含めたプロセスを参照するとともに、国内の取組状況の位置づけ及び特徴等を踏まえた整理を行い、今後の議論の方向性を示したことに意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examined the expansion process of legal rights of same-sex couples, focusing on same-sex partnership registrations at the municipal level, and made an international comparison of the enactment process of such policies.
I analyzed the enactment process of domestic same-sex partnership policies that began in some municipalities in 2015, as well as advanced overseas systems in the Netherlands and the United States, and clarified the driving factors for the introduction of these systems and the characteristics of the policies' construction. The study then analyzed, as the main perspectives for international comparison, 1) the relationship with judicial trends, 2) the main actors in the enactment process, and 3) the relationship with provisions related to de facto marriage, and clarifies the positioning and characteristics of the current policy initiatives in Japan.

研究分野：法社会学

キーワード：パートナーシップ制度 同性婚 同性パートナー LGBTQ SOGI ジェンダー セクシュアリティ

1. 研究開始当初の背景

これまでの研究では、主に北米における同性カップルの権利拡大過程において、性的指向による差別を解消するためには、婚姻とは異なる制度である同性パートナーシップ制度では不十分であり、婚姻の平等を認めることが求められるという議論が展開されてきたことについて、社会的承認の視点から分析してきた。分析の対象は国レベルでの法制度としていた。

一方日本では、同性カップルを対象とする法整備がなされていない中、国内の LGBT が置かれた状況に関する調査や当事者による運動等により、同性カップルに対する権利保障の法制化のニーズが可視化してきていた。2015 年からは、渋谷区の同性カップルに対する「同性パートナーシップ証明」発行に始まる自治体レベルでの同性パートナーシップに関する施策を契機として、自治体レベルでの取組の検討や導入が拡大をみせるとともに、法制化可能性が議論され始めている状況があった。この状況から、国レベルでの権利保障の拡大過程に先行する、最初期の権利保障制度の構想および導入の過程を解明する必要があると考えた。たとえば、現在では同性婚を導入しているアメリカとオランダにおいては、同性カップルが婚姻の権利を要求する初期の運動においてはその実現可能性は低いと考えられていた中、80 年代後半からは自治体レベルで取り組み可能な、より限定的な制度による保障から実現されてきた事例があった。

そこで、国レベルでは司法・立法による解決が短期的には期待できず、社会の理解も不十分であった時期に、どのように自治体レベルで同性パートナーシップを保障する制度を構想・導入し、そのことが後続する法制化にどのように影響したのかを明らかにする必要がある。

2. 研究の目的

国内における同性パートナーシップに関する施策、及び、先行事例となる、海外において国レベルでの同性パートナーシップ制度及び同性婚の法制化に先立って導入されていた、自治体レベルの同性パートナーシップ制度を対象とした調査を実施し、その制定過程を明らかにした上で、国際比較を行う。その上で、国内における同性パートナーシップに関する施策の位置づけや特徴等を明らかにすることによって、今後の議論に資する検討の方向性を示すことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、(1)日本の自治体における同性パートナーシップに関する施策を中心とした、同性カップルの権利保障に関する国内の動向の調査・分析、(2)アメリカの自治体レベルにおける同性パートナーシップ制度の制定過程に関する調査・分析、(3)オランダの自治体レベルにおける同性パートナーシップ制度の制定過程に関する調査・分析、(4)以上から得られた知見をもとにした、同性パートナーシップ制度の制定過程の国際比較という研究課題に取り組んだ。

4. 研究成果

本研究では、同性カップルの権利保障の拡大過程に関して、諸外国においても国レベルでの同性パートナーシップ制度及び同性婚の法制化に先立って導入されていた、自治体レベルの同性パートナーシップ制度を対象とし、その制定過程の国際比較を行った。

具体的には、2015 年から一部の自治体で始まった国内の同性パートナーシップに関する施策、及び、海外の先進事例としてアメリカとオランダの制度を中心に、その制定過程を分析し、制度を導入するに当たっての推進要因及び制度構築の特徴等を明らかにした。

国内の事例については、まず同性カップルの権利保障に対する法整備がなされていない状況において、自治体としてどのように取組を導入するための検討が始まり制度構築をしたのか、何とその導入を可能にした要因となったのを明らかにするため、2015 年から 2017 年までに取組を開始した 6 自治体(東京都渋谷区、東京都世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市)の施策を分析対象とした。それらの施策の内容と策定経緯の整理をした上で、推進要因及び制度構築の特徴等を明らかにした。

表 1 分析対象一覧(2015~2017)

自治体名	人口(人)	施策名	根拠	施行年月
東京都渋谷区	22.5 万	パートナーシップ証明	条例	2015. 11
東京都世田谷区	90 万	パートナーシップ宣誓	要綱	2015. 11
三重県伊賀市	9.5 万	パートナーシップ宣誓	要綱	2016. 4
兵庫県宝塚市	22.5 万	パートナーシップ宣誓	要綱	2016. 6

沖縄県那覇市	32.3 万	パートナーシップ制度	要綱	2016. 7
北海道札幌市	196.2 万	パートナーシップ宣誓	要綱	2017. 6

上記について、制定過程においては、主要なアクターとして1) 首長、2) 議員、3) 当事者団体の3つが施策の導入を推進する役割を果たしていたことを明らかにした。また、性的マイノリティに関して先行する取組みあるかどうか、施策の導入の背景として関わっていた。

表2 推進要因

自治体名	首長のリーダーシップ	議会での質疑	当事者団体の要望等	先行する取組み
東京都渋谷区	○	○	×	×
東京都世田谷区	△	○	○	○
三重県伊賀市	○	×	×	×
兵庫県宝塚市	○	×	×	○
沖縄県那覇市	○	○	△	○
北海道札幌市	△	×	○	×

各自治体の施策の位置づけについては、条例・要綱に関わらず、人権施策あるいは男女共同参画、またはその双方にまたがる形になっていた。日本においては、LGBT の権利保障の根拠法となるものがないため、自治体がこれまでおこなってきた人権施策あるいは男女共同参画の枠組みの中に施策が位置づけられていた。

また、施策を導入する方法については、条例による場合と要綱による場合がみられ、その特徴について表3のとおり整理した。

表3 条例と要綱の比較

	条例	要綱
制定過程	議会を経る必要(会派の理解が必要)	首長決裁で可能(トップダウン)
要する期間	一定期間を要する	短期間で導入が可能
根拠	・ 民主的基盤を持つ ・ 法的根拠となりうる	・ 民主的基盤が薄い ・ 法的根拠として弱い
効力	義務や罰則規定などの規定が可能	強い効力を持たせることができない

続いて、上記のとおり初期に取組を開始した事例の分析により明らかにした推進要因及び制度構築の特徴の枠組みに基づき、2023年までに開始された自治体の取組についても整理した。

海外における自治体レベルの同性パートナーシップ制度の先進事例については、アメリカとオランダの事例を中心に制度の内容と制定過程を整理した。アメリカの場合は、1980年代後半から複数の自治体でドメスティック・パートナーシップ制度が開始されている。制定過程においては、首長や当事者である議員の主導の下に制度構築されていたことが分かった。また、オランダでは、1991年から1998年の登録パートナーシップ法制定までの間に、法的効果を伴わないものの、同性カップルの登録を受け付ける自治体の対応が広がっていた。その要因として、司法や立法の動向を背景とした、当事者団体の働きかけがあったことが分かった。

その上で、同性カップルの権利保障の拡大過程の国際比較の主な観点として、1) 司法の動向との関連、2) 制定過程における主要なアクター、3) 事実婚に関する規定との関連を提示して分析し、国内における取組の位置づけや特徴を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐藤美和	4. 巻 5
2. 論文標題 日本の同性カップルに対する権利保障の現状と課題：アメリカ、オランダの自治体レベルの同性パートナーシップ制度との比較から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 51, 75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 佐藤美和、久保田裕之
2. 発表標題 Comparing the Process of Introducing the Symbolic Same-sex Partnership Registrations at Municipal Level in Japan
3. 学会等名 the International Sociological Association (ISA) Research Committees RC06 (Family) and RC41 (Population) Conference 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐藤美和
2. 発表標題 日本の同性カップルに対する権利保障の現状と法制化に向けた課題 アメリカ・オランダの自治体レベルの同性パートナー制度との比較から
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐藤美和
2. 発表標題 自治体によるLGBT / SOGIに関わる取組の現状と課題
3. 学会等名 日本女性会議（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------